

○内部統制システム整備の基本方針

学校法人北海学園（以下、「本法人」という。）は、令和7年3月17日、理事会において、理事の職務執行が法令・寄附行為に適合すること及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、本法人の基本方針を以下のとおり決定した。

1. 経営に関する管理体制

- ① 理事会は、定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令・寄附行為に従い、必要な事項については評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行を監督する。
- ② 寄附行為、理事会決定及び常任理事会規程に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。
- ③ 理事会、評議員会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、寄附行為及び文書取扱規程に基づき、適切に作成、保存及び管理する。
- ④ 業務執行機関からの独立性を有する内部監査部門を設置し、業務の適正及び効率性を確保するため、業務を執行する各部の職務執行状況等を定期的に監査する。

2. リスク管理に関する体制

- ① リスク管理に関し、体制及び危機管理規程を整備し、役割権限、リスクの評価方法、リスク対応方法等を明確にする。
- ② 個人情報保護に関する規程に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行う。
- ③ リスクの統括管理については、危機管理委員会が一元的に行うとともに、重要リスクが漏れなく適切に管理されているか適宜点検評価等を図る。
- ④ 災害、事故その他の緊急時に備え、対応組織や情報連絡体制等について規程等を定めるとともに、継続的な教育と定期的な訓練を実施する。
- ⑤ 研究活動について、内部牽制機能による研究費の適正経理、研究不正の防止及び知的財産の保護を確保するため、規程等を定めるとともに、必要な措置を講じる。

3. コンプライアンスに関する管理体制

- ① 理事及び職員の職務の執行が法令並びに寄附行為に適合することを確保するための体制を整備するために、コンプライアンス規程を定める。
- ② 本法人に公益通報を行うことのできる通報窓口を常設して、不正の未然防止を図るとともに、速やかな調査と是正を行う体制を推進する。通報窓口又は監事に対しコンプライアンスに関する相談又は違反に係る通報をしたことを理由に、不利益な取扱いを行わない。
- ③ 内部監査部門は、職員等の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から監査し、その結果を理事長に報告する。理事長は当該監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。

4. 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）

- ① 監事は、監事監査規程に基づき、公平不偏の立場で監事監査を行う。
- ② 監事は、理事会、評議員会等の重要会議への出席並びに重要書類の閲覧、審査及び質問等を通して、理事等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行う。
- ③ 監事の職務を補助するものとして、監事の求めに応じ、独立性を有する職員（以下「補助職員」）を配置する。
- ④ 補助職員は、監事の指揮命令下で監事の職務を補助する職務を行う場合、監事以外からの指揮命令を受けないものとする。
- ⑤ 補助職員は、理事会、評議員会等の重要な会議及び理事長との定期的な会合に陪席することができる。
- ⑥ 理事又は職員等は、本法人に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、寄附行為その他の規程等に反する行為等を発見したときは、直ちに理事長、業務執行理事並びに監事に報告する。
- ⑦ 理事及び職員等は、職務執行状況等について、監事が報告を求めた場合には、速やかにこれに応じる。
- ⑧ 理事長は、定期的に監事と会合を持つなどにより、事業の遂行と活動の健全な発展に向けて意見交換を図り、相互認識を深める。
- ⑨ 監事はその職務の執行について生じる費用の前払い若しくは支出した費用の償還又は負担した債務の弁済を請求した場合には、速やかに相当額を支払う。

5. 本方針の改廃

本方針に見直しの必要性が生じた場合は、理事会の決議により改正するものとする。